

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画を進める意識づくり

### 目的の趣旨

- 長い歴史のなかで、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識に基づく社会的な慣習や制度が培われてきました。その結果、多くの人に男性は社会的役割を、女性は家庭的役割を担うことがあたりまえとする意識が存在し、女性が社会に出て実力を発揮することや、逆に男性が家事を担当するという生き方は、十分に理解されてきませんでした。
- 性別役割分担意識は、個性の尊重、また「自分らしさ」が大切にされるようになり、徐々に変わりつつありますが、\*ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）の考え方に繋がります。だれもが、“自分らしく生きる、ためには、憲法に定められた基本的人権の尊重と両性の本質的平等の理念に基づき、個人の持つ能力の発揮や、自由な選択による生き方が尊重されるよう、国際化、情報化、高齢社会などの視点を踏まえた啓発を通して意識づくりをすることが必要となります。また、固定的な性別役割分担意識は、しつけや教育を通して子どもたちに継承されていきます。保護者や教職員など、直接子どもたちに接する人々の意識や考え方は、子どもたちへの影響が大きいため、意識の高揚が必要です。そして、男女の違いを正しく認め合ったうえで、学校・園所・家庭・社会で幼児期から老年期まで、その個性や適性を重視した男女平等教育を行っていくことが必要です。
- 女性が世界的な視野を持ち、国際感覚を身につけることも重要で、男女共同参画に関する国際的な取組などについての情報の収集に努めるとともに、広く提供を行うことも必要です。
- 野洲市では、人権が尊重され、だれもが暮らしやすいまちの実現に向け取組を進めています。しかし、部落差別をはじめ、女性差別、障がい者差別、在日外国人差別など、多くの人権に関する課題が残っています。特に、男女間でのあらゆる暴力や児童虐待など、人権にかかわる重要な問題として、社会全体の認識を深めるとともに、あらゆる暴力を許さない環境づくりを進めていく必要があります。
- 平成 16（2004）年に施行された野洲市男女共同参画推進条例の「男女の人権の尊重」を基本理念として、性別役割分担意識による活動の制限や差別などをなくし、また、市、市民、事業者、教育に携わる者の果たすべき責務を定め、男女が対等にいきいきと暮らせる社会づくりを進めていきます。



## ◆重点課題 1 家庭における男女平等の意識づくり

### ➤ 現況と課題

■ 固定的な性別役割分担意識は、時代とともに変わりつつありますが、“男はこうあるべき”“女はこうあるべき”というような意識は未だに根強く残っています。市民意識（実態）調査で、「子どものしつけ、教育で気づかっていること」の質問項目では、男の子は「礼儀正しさ」、「自立心」、「忍耐力」の順《前回（平成 22（2010）年）調査（以下「前回調査」という。）同順位》で、女の子は、「礼儀正しさ」、「やさしさ」、「協調性」の順《前回調査同順位》で、依然として子どもの性別によってしつけ、教育に違いがあることがわかりました。

■ 家庭生活は、男女の協力と共同の責任で営まれ、生涯を通じ人格形成のうえでもっとも基本となる場所です。家庭内に根強く残っているこの性別役割分担意識を解消し、子育てを母親だけの問題とせず、父親も積極的にかかわりを持つことが大切です。乳幼児期から性別に関わらず、子どもの能力・個性を生かし、相手の立場を理解できる人間形成を図るための家庭教育が重要です。そのためには、性別役割分担意識を解消し、男性の家事・育児・介護などへの参加推進などが必要です。また、家庭の子育て機能を充実させるために、さまざまな問題に悩む子どもや保護者に対して相談機能を充実させ、生活の不安の解消や問題の解決に努めていきます。

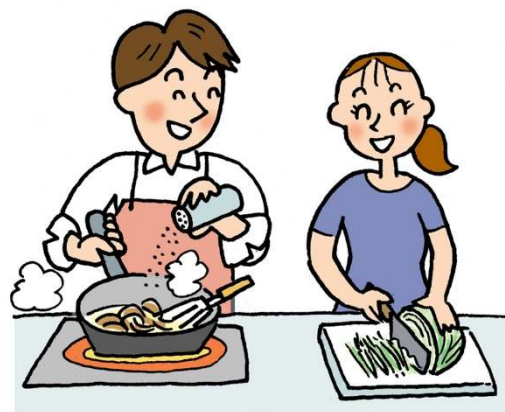
### ➤ 施策の内容

#### (1) 家庭における男女平等教育の促進

- ① 男女平等意識の促進
- ② 子育て教室などの拡充
- ③ 男性の学習機会の充実
- ④ 子育て相談事業の拡充

#### (2) 自立意識の醸成

- ① キャリア形成への支援



## ◆重点課題2 地域社会における男女平等の推進

### ➤ 現況と課題

- これまで「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識により、男性は仕事中心の生活で、地域社会においても、伝統的な文化として受け継がれている地域行事の中には、女性を排除する意識が今なお存在します。男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しが必要です。
- 核家族化、少子化が進む中、男女とも地域のかかわりが弱まっているとはいうものの、社会活動への参加については、自治会活動などの方針決定は今もなお男性主導で、それらの活動などへの参加は主に女性が担っている場合が多いのが現状でもあります。このような状況のなか、それぞれが個性を發揮しながらいきいきと暮らせる男女平等社会をつくっていくためには、法律や制度の整備と同時に、男女ともに対等な立場で責任を担い、地域社会のあらゆる分野に積極的にかかわっていくために必要な学習が十分に行える機会が必要です。男女が対等なパートナーとして新たな社会づくりに向けて行動していくために、ジェンダーにとらわれない生き方や女性自身がいろいろな面でエンパワーメントでき、状況判断ができる視点を養うことも大切です。
- 女性も男性も、常に男女平等の理念を基本とした「いつでも、だれでも、どこでも」の教育を生涯教育施設などで開催する各種講座など、あらゆる機会・場所を通じて行い、学びたい時にいつでも学べる環境づくりをめざします。

### ➤ 施策の内容

- (1) 男女共同参画推進のための社会づくりの広報・啓発
  - ① 広報掲載・啓発誌などの発行
  - ② 男性向け啓発促進
  - ③ 自治会向け啓発促進
- (2) 男女共同参画を推進する人材の育成
  - ① 啓発講師の充実
  - ② 地域への情報提供
- (3) 地域におけるあらゆる分野での男女共同参画意識の浸透と仕組みづくり
  - ① 社会制度・慣行の見直しの啓発
  - ② 男女共同参画社会づくりの意識啓発
  - ③ 女性参画のための仕組みづくり

### ◆重点課題3 男女平等教育の推進

#### ➤ 現況と課題

- 男女共同参画社会の実現のためには、男女平等意識を高め、生涯にわたるさまざまな場での「男女平等教育」が必要です。特に、意識や価値観は、子どものころから形成され、男女平等観の基礎を形成する場として、家庭・学校・地域は重要な役割を果たしています。
- 家庭では、枠にはめることなく、一人ひとりの個性と能力を伸ばしていくことができるよう、家庭教育に関する学習機会の充実が必要です。
- 子どもたちの人格形成に重要な役割を担う学校教育の場においては、市民意識（実態）調査で「学校教育の場が平等である」と感じる人が54.4%《前回調査58.6%》であり、学校教育の場については、地域活動の場などと比べて平等感は高いといえます。しかし、これまでの\*隠れたカリキュラムにより、今まだ固定的な男女観が残っている現状があり、教職員や保育士は日々の教育活動を通じて自らの価値観や世界観を無言のメッセージとして子どもたちに送っているのです。したがって、教職員や保育士は、子どもたちが「女であること、男であること」を理由に不利益を被ることがないようにするとともに野洲市男女共同参画推進条例に定める「教育に携わる者の責務」として、互いの人権を尊重する実践的な態度を備えなければなりません。そのために必要な研修機会を確保します。
- 学校においては、発達段階に応じた適切な指導により性教育が推進されることが重要です。さらに地域では、男女平等を進めるための学習機会を積極的に提供し、男女平等観が地域に浸透するよう努めます。

#### ➤ 施策の内容

- (1) 男女共同参画の視点に立った学校・園所教育の推進
  - ① 学校・園所における男女平等教育の促進
  - ② 人権意識の育成
  - ③ 学校・園所生活などの点検・見直し
  - ④ 教職員・保育士の学習・研修の推進
  - ⑤ 副読本・教材の充実
  - ⑥ 発達段階に応じた適切な性教育の推進
  - ⑦ キャリア教育の推進



## ◆重点課題4 国際社会への対応

### ➤ 現況と課題

■政治、経済、文化など社会のあらゆる分野で、情報化、国際化が進んでいる今日、女性問題も世界共通の課題として国際的な視野でとらえ、国際婦人年が掲げてきたテーマ「平和・開発・平等」に即し、世界の女性が連携し、協力して取組むことが解決の大きな力となります。このため、海外の情報収集・提供や在住者との交流、協力などの活動支援も必要となっています。

### ➤ 施策の内容

#### (1) 国際的な取組との協調

##### ① 世界の動向や国内制度などの研修と啓発



## ◆重点課題5 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

### ➤ 現況と課題

- 市民意識（実態）調査では、「家庭生活の場が平等である」と感じている女性は28.7%《前回調査29.8%》、男性は48.7%《前回調査49.0%》「地域活動の場が平等である」と感じている女性は27.2%《前回調査30.0%》、男性は50.4%《前回調査45.3%》という結果であり、女性と男性の意識には大きな差が生じています。
- 男女がともに個人として尊重され、個人を認め合うことが必要です。自由に自らの生き方を選択できる社会づくりのためには、家庭や地域社会において個人を尊重する意識づくりが求められます。
- 男女間の人権侵害として、夫や恋人・パートナー間の暴力（※DV（ドメスティック・バイオレンス））、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）などの問題については、間違った性意識をあらためる意識づくりと人権侵害を許さない社会意識の醸成も必要です。野洲市男女共同参画推進条例にも、性別による権利侵害の禁止を明文化しています。
- DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。
- 平成13（2001）年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定されました。その基本計画は、多岐にわたる配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策を、市町村の事務事業の範囲内において、地域の実情を踏まえ、きめ細かく実施していく観点から市町村が定めるもので、平成19（2007）年の法改正により市町村の努力義務となりました。平成25（2013）年6月の法改正では、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とすることとなり、平成26（2014）年1月に施行されたところです。なお、この改正により、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

### ➤ 施策の内容

- (1) 性の尊重についての啓発推進
  - ① 性の尊重の広報・啓発
  - ② 性知識の普及
- (2) かけがえのない命を大切にす意識の浸透
  - ① 男女間での暴力を許さない意識づくり・取組
  - ② 男女の人権に関する啓発の充実
  - ③ 学習資料の充実